



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年8月

No.39

特集

YELLながさき～法律相談Q & A～

事情があって妊娠中に離婚を考えなければいけないとき、「産後の生活をどうしよう・・・」「子どもの預け先を探さないと・・・」「生活費が底をついてきた。でも働けない・・・」など、さまざまな悩みや不安を抱えられるかと思います。

エール長崎では、このような法律相談のお問い合わせやご利用が増えています。

「迷ったのですが、思い切って電話してみました」「別居中でまだ離婚を決めてはいないのですが、それでも申込みできますか?」「法的にはどうなるのだろうか?」
と思ってインターネットでいろいろ調べてみたのですが…。やっぱりちゃんと相談した方がいいと思って」など、法律相談は初めてという方が殆どです。



ご相談内容は、離婚前の相談・養育費や親権・面会交流・財産分与・借金問題などさまざまで、戸惑いながらも解決に向けて動いていくためにお問い合わせ下さっています。

そこで今回は、法律相談をお考えの方が安心してスムーズにご予約いただけるよう、お問い合わせが多かった内容を中心にQ & Aでご紹介していきます。

■法律相談Q & A

Q いつでもできますか? 費用は?

A 月に一度、毎月第3水曜日に実施しています。費用は無料で、おひとり様30分のご利用が可能です。

また、実施日の来所が難しい方はご相談ください。

Q 前日や当日の予約は可能ですか?

A 事前予約制となっています。なお、ご予約の際、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。(内容により、相談員による面談をお勧めする場合もございます)

Q 父子家庭でも相談できますか?

A できます。ひとり親の方・お子さんが独立されてひとりで生活されている寡婦の方・離婚前の方が対象です。

Q 離婚を迷っています。離婚前提でないと申込みできませんか?

A できます。これからご自身で答えを出していくためにも、おひとりで悩み抱え込まれず、ご相談されることをお勧めします。

Q 遠方で来所が難しいです。どうしたらいいでしょうか？

A 電話相談が可能です。法律相談実施日時に、弁護士からお電話いたします（通話料のご負担もございません）。

また、地域によっては、出張法律相談会も実施しております。ホームページで随時ご案内していきますので、ご確認ください。

Q 小さい子ども連れでも利用できますか？

A お子様連れでも安心してご利用できるよう、お子様の一時預かりが可能な「託児室」や「授乳室」を設置しています。託児を利用される際にはご予約が必要です。事前にご相談ください。

Q ひとりで相談するのが心細いです。実家の母親と一緒に連れてきてもいいですか？

A 大丈夫です。同席可能です。体調の心配がある方や、妊娠中の方など、ご家族の同席を希望される方も増えています。

Q 相談したことは漏れませんか？

A 私たち相談員も弁護士も守秘義務がございます。相談したこと・相談内容など漏れることは一切ございません。安心してご利用ください。

◆問い合わせ・申し込み

電話：095-813-0800

月曜日～金曜日（祝日を除く）：午前10時～午後6時

相談



■まとめ

ご自身のことをお話しすることはとても勇気がいることだと思います。誰にも相談できず、ひとりで悩み抱え込んでしまっている方も多いかのではないのでしょうか。

ひとりで問題を解決しよう・親族内でどうにか解決しようとしても、知識不足や情報不足では、なかなか前へ進まないこともあるかと思います。そんな時、専門家に相談することによって早く解決することがあります。

法律相談を受けて、やるべきことが明確になった方、専門的にアドバイスをもらって道筋がみえ、新しい生活に向けて整理できた方が沢山いらっしゃいます。

まずは、相談してみませんか？お気軽にお問合せください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき